

常松洋・南直人編

『日常と犯罪——西洋近代における非合法行為』

北村 昌史

本書は、関西を中心に活動する近代社会史研究会における議論をもとにつくられた論文集である。同研究会は、一九九〇年に三冊の論文集を平凡社から公刊している。すなわち、文化統合の社会史をテーマとする『規範としての文化』、一九世紀のコレラ流行をあつかった『青い恐怖 白い街』、そして女性史の書である『制度としての〈女〉』である。したがって、犯罪をテーマにした本書は、八年ぶりに公にされた同研究会による成果ということになる。時代的には一七世紀から二〇世紀初頭、地域的にはイギリスを中心に、ドイツ、フランス、アメリカと広範囲に及ぶ。評者は、一九世紀ドイツ史を、とくに住宅問題や社会問題を中心に研究を進めてきた者であり犯罪史を専門にしているわけではない。本書評では一社会史研究者として本書をどう読むか、という観点からコメントを加えることにしたい。また、評者もこの研究会の末席を汚してきた者であり、内にある者であるために見えない重要な点を見落としているかもしれないことを予め断っておく必要があるだろう。まずは、編者による「序文」から本論集の基本的立脚点四つを確認しておこう。

第一に犯罪の定義である。本書は「れっきとした」犯罪はあら

かじめ考察対象から外されたという。本論集で論文執筆の最低限の枠組みとして想定されたのは、「生活方法」としての犯罪という接近方法である。第二に、犯罪を固定的・先駆的なものとして捉えないという視点がとられる。近代化が、それまで合法であった行為を非合法とし新たな犯罪を生みだした。第三に、近代化のプロセスが、非合法の領域を拡大させるだけではなく、場合によっては縮小させるという点にも注意が向けられる。前近代的伝統に束縛される社会にあつては、共同体の精神的安定を脅かす行為も犯罪視されていたが、近代化に伴いそれは個人の良心の対象となり、犯罪とはあつかわれなくなった。第四に、摘発する側を短絡的に正義の執行者とはみなさない。合法的とみなされた行為が、警察権力にとっては時に徹底的な摘発・排除の対象となり、時に放置・黙認してもかまわないものとなった。「序文」によれば本書は、明確ではないものの、三部構成をとっている。すなわち、近世イングランドをあつかう巻頭の二編が第一部であり、犯罪行為が共同体の規範や伝統的慣行を侵犯するものをさす時代が対象となる。第二部は、第三・四論文であり、身体・衛生と犯罪の関係が考察対象となる。そして、一九世紀から二〇世紀初頭にかけてのフランス、イギリス、アメリカの、現在の我々の理解に近い犯罪を議論の対象とするのが第三部である。では、個々の論文について内容を紹介しつつ、コメントを加えていこう。

まず、山本範子「一 近代初期イギリスにおける名誉毀損罪と『名誉』の觀念」は、下層の人々の「名誉」の変遷を名誉毀損裁判から探ろうとしたものである。一六世紀半ばから一七世紀半ばにかけては、裁判所への訴訟数、とくに名誉毀損裁判が急増した

時期である。教会裁判所では性に關する訴訟が圧倒的多数であったのに対して、世俗裁判所では「盗みをはたらいた」といわれての訴訟が大部分である。訴訟の目的も両者は違い、前者では公開懺悔による原告の社会的名誉の回復で、後者では無実の罪で処罰されることを防ぐためであった。こうした教会裁判への訴訟の増大の背景には、教会裁判所による「性犯罪」取り締まりの強化と共同体内での様々な人間関係があった。ただし、訴訟が最終判決に持ち込まれることはなく、「示談」によって社会秩序の回復がはかられる。ところが、一七世紀の後半以降、名誉毀損に明らかに変化がみられる。訴訟は女性同士の争いにかかわるもの为中心となり、このことは訴訟の社会的重要性の低下を意味する。教会裁判や教会の權威の衰退、および「道德改革協会」の興隆をうけて、「性犯罪」は公的機関に処罰されるものというよりは、個人的不道德へと変化していくのである。

史料からは容易にうかがうことのできない、下層の人々の「名誉」の変遷を、教会裁判を中心とする名誉毀損裁判の訴訟内容の検討から迫る手法によって、裁判という場で共有される彼らの価値観を抽出することに成功している。そうした「名誉」の変遷を、教会裁判所の權威の低下や「道德改革協会」の活動などと絡めて論じることによって、議論はかなりの説得力をもつようになっていく。ただ、裁判記録にあらわれた、「名誉」にかかわる当事者の証言がより詳細に分析されていれば議論の説得力がさらに増したであろう。

当事者の語る価値観が詳細に分析されているという点では、次の佐久間亮「二 密輸の時代——一八世紀イギリスにおける密輸

と地域社会」が興味深い。「密輸の時代」といわれた一八世紀の密輸について、本論文は、従来の経済史研究（密輸量の確定）や社会史研究（社会的異議申し立てとしての密輸）とは一線を画し、自律的な地域のあり方と伸張する国家機構の関わりをのなかで捉えようとする。密輸による国庫の遺漏とジャコバイトへの不安が、軽罪から死罪へとという密輸に対する当局の対応の変化をもたらした。当局側は、密輸と地域社会の關係の深さを懸念し、地域社会側は国家の手先である税関に警戒と不審の念を抱く。そうした中で、ジェントルマンは温情的な対応を示し、政府の危惧を共有しない。この關係が一変したのが、一七四七年のブル税関襲撃事件であった。これをきっかけに、厳しい取り締まりの方向と温情主義的方向の対立が顕在化し、この対立は、国家機構主導の秩序維持をめざすホイッグと、互酬關係という非制度的・伝統的枠組みによるトーリ派の対立に対応している。そして、四九年の巡回法廷を境に、ホイッグ的な対応が定着していく。地域住民にとっては密輸は生活を支えるための選択肢の一つであり、それゆえ税関による密輸の取り締まりが住民の怒りの対象となったことが、彼らの証言から明らかとなる。

国家と地域との関わりという、抽象的な議論に陥りがちなテーマを、密輸という窓口を介して具体的に論じた好論である。また、社会的異議申し立ての側面を強調する従来の社会史研究への批判も説得的であり、研究史上の位置づけも明確といえる。ただ、密輸が住民にとって生計を維持するための選択肢の一つにすぎないことは本論の叙述から十分納得しうるのであるが、であれば他にどのような選択肢があったのか、複数ある選択肢のうちから密輸

が選ばれるのはどのような条件のもとであったかにも言及してほしかった。

以上二つの論文が伝統的な共同体を前提としていているのに対して、第二部にあたる二つの論文はそうした共同体から切れた世界で形成された「議論」を分析の対象とする。

松井良明「三 ボクシングと刑法」では、ベア・ナックルからクラブ・ボクシングへという、ボクシングを知っている者なら誰でも知っている歴史的展開を、刑法上の議論から捉え直そうとしている。まず、ブライズ・ファイト（職業的拳闘家による懸賞金付きの拳闘試合）をめぐる一八六〇年代にいたる議論が整理される。当時の議論ではブライズ・ファイトの違法性は明らかであったが、法を現実に適用する際に問題があった。当時の刑法に不備があり、観客を含む当事者に暴行罪、騒擾罪、闘争罪といった罪状を適用できなかったのである。一八六〇年代以降合法的なスポーツとしてのスパリーリングが認められるようになると、ブライズ・ファイトの違法性を明確にすることが当局に迫られるようになる。その際、ブライズ・ファイトのもつ治安擾乱の要素と身体的な危険性が重視されることとなった。そのため一八九〇年代以降のクラブ団体によるプロ・ボクシングの合法化の動きも、安全化がその軸となっていく。

スポーツのルールの整備が、伝統的な法体系のはらむ問題とその整備、という大きな問題に関連していることが示唆され興味深い。判例を分析の中心としているため、ブライズ・ファイトに実際にかかわった人々の刑法に対する対応が十分検討されていないことが惜しまれる。

つづく南直人「四 人はいかにして自分の食べ物を信用できる

か——食をめぐる不正と規律」では一九世紀のドイツを対象に「食の規律化」が考察される。まず、食品のごまかしをめぐる同時代文献が検討され、食をめぐる状況の移り変わりが確認される。世紀初頭においては意図せざる食品劣化が問題となっていたのが、世紀中葉になると対象食品が増大し、方法も露骨なものとなり、そして金属製添加物の健康への有害性が問題となるなど対象領域が全般的に拡大する。それが世紀末になると、問題の深刻さはかわらないものの、露骨さは押さえられてくる。こうした変化の背景には、食品科学の成長と法規範の整備がある。一八世紀末には食品へのコントロールが効かない状態であったが、一九世紀になると食品の法的規制を求める声が強まり、一八七九年の帝国食品法、一九一七年の「食品と必需品の流通に関する法」が制定される。その際「純正な」食品の基準の明確化が求められ、それに応じて科学としての食品科学が確立し、食品科学者は専門職としての地位を得るのである。ただし、「食の規律化」は、こうした法規範や食品科学による基準により一元的に進んだのではなく、より緩い基準を求める食品業界、そして業界毎に対応の揺れる「世論」も絡みながら複合的に進む。こうした規律化の動きは二〇世紀後半の福祉国家・社会国家へ通じる道の一部であり、それは欧米型近代社会一般にあてはまる。

ドイツ本国における社会史研究の現状をみても、ドイツという国民国家単位での規律・感性・心性の変化を、特定の現象に着目して一九世紀というタイム・スパンでたどった研究はそれほどない。そうした点で本論文の研究史上の意義は大きい。また、国民

国家を越えた欧米型近代社会を念頭においた議論は、一九世紀ドイツ史を研究する者のみならず、他の時代・国家を研究領域とする研究者にも有益であろう。ただ、一九世紀初頭の食をめぐる議論を確認する際、ブラハのペーメン王立学術協会に入選した論文が分析されているが、ドイツ語で書かれ、ライプチヒで出版されたとはいえ、当時のドイツの状況を明らかにする史料として利用する際には慎重な取り扱いを要したようにおもわれる。ドイツの食をめぐる規律化の状況を、英仏と同次元であつた背景には、一九八〇年代に盛りあがりをもせた「特有の道」論争（ドイツが先進的な英仏とちがい後進的な「特有の道」を歩んだかどうかをめぐる論争）がある。英仏と同次元でいったんドイツ社会を捉えた上で、ドイツと英仏がどのような点で異なるのかにも議論がおよべば、より精緻な欧米近代社会論となったことであろう。

第二部が言説の中の犯罪をあつかうのに対して、第三部の三論文は路上の犯罪が考察の対象となる。とはいえ栖原弥生「五一 一九世紀前半パリの売春と風紀警察」では、その路上から娼婦を排除することになった「規制売春制度」が議論の対象となる。この「規制売春制度」とは、一、全国組織化、二、売春の黙許策が公衆衛生の管理策とリンク、そして三、自由裁量権（警察官が自分の判断だけで容疑者を逮捕・裁判できる権利）を特徴とするが、この三つの特徴が出そろったのが一八〇二年のことであり、本来の規制売春が機能したのが一八四二年までであったという。革命前の「古いフランス」にその根拠が求められたこの規制売春制度のもと、パリの公娼は、職や機会を求めて上京してきた地方の農村出身の民衆女性を多く含んでいた。そうした彼女たちは、女將

の絶大な権力のもと外界からは断絶した娼館に閉じこめられ「清潔で秩序ある」売春を強いられたが、それは彼女たちにとっては「合法と違法のあいだの地獄」であつた。他方、「規制売春制度」では、「危険な場所」で売春を営む間の娼婦の取り締まりがおこなわれた。娼婦狩りは娼婦やその共犯者だけではなく、「危険な階級」を相手にしていた。「規制売春制度」は、労働者民衆全体を対象とした管理と処罰のシステムの一形態であつたのである。

本論文は、公娼に関する調査や取り締まりの報告といった生々しい史料をも用いて、「規制売春制度」を鮮明に再現することに成功している。「規制売春制度」が娼婦を市民社会から切り離すことを意図する制度であつたとして、では「危険な階級」ならざる人々（市民社会の構成員）の公娼やこの制度への眼差しがどのようなものであつたのだろうか？ また、論文の末尾で、コルバンを参照しつつ、この制度が性に対する社会の感性の変化に応じて変化するとのおておられるが、それは具体的にはどのようなものであろうか？

次の森本真美「六 絞首強盗と仮出獄囚——「絞首強盗パニック」再考」は、まさに絞首強盗という路上の犯罪がイギリスの刑罰制度にどのような影響をあたえたのかを論じた論考である。世紀中葉の最大の犯罪トピックであるこの事件については、デイヴィスによる見直しがあるが、議論の余地はあるとして犯罪そのものとその犯人像に焦点をあてて議論を進めるという。後ろから首を絞めて金品を強奪する、この犯罪は、匿名社会における匿名犯罪のはしりである。絞首強盗パニックとは、下層階級と日常的に接触するようになった中流階級がもつにいたつた不安であり、基

本的に声ある人々のパニックであった。オビニオン・リーダーは「タイムズ」で、そこでは犯人と目される「仮出獄囚」の嚴重な取り締まりが求められた。植民地流刑地の衰退にともない一八五三年に導入されたこの仮出獄とは、刑期終了以前にライセンスを付与して重罪犯を釈放する制度であった。絞首強盗が頻発したのはまさにこの時期以降であり、パニックではこの犯罪と元犯罪者とは容易に結びつけられた。その後いったんパニックは終息するが、六二年に再発する。その時は犯罪者がいい加減な処理のため循環するという認識のもと厳罰派が台頭し、懲役修正法と刑務所法により体刑が復活し、「犯罪者予備軍」への監視と干渉は社会的承認をえるにいたる。

本論文では絞首強盗パニックを覗き穴に、植民地流刑、メディアのあり方、中流階級の価値観、「仮出獄囚」の実態など当時のイギリス社会の多様な側面が見事に描かれている。ただ、基本的な枠組みがデイヴィスのそれ（イギリス刑罰制度の懲罰指向への逆行の転機）を踏襲しており、論文で明らかにされている貴重な情報の意味が今一つ判然としないようにおもわれる。

論集最後の常松洋「七 世紀転換期シカゴにおける移民と犯罪」では、東南欧からのいわゆる新移民の犯罪を日常生活との関わりの中で捉えることで、犯罪行為が、成功のみならず、日常生活を生き延びるために不可欠であったことが示される。一九世紀にシカゴは急速に発展するが、住民の多くは移民であった。一八八〇年代から流入してきた、新移民への反移民感情は厳しいものである。新移民にとって「犯罪」が引き合うものとなる条件は、当時のシカゴの市政のあり方である。大都市の政治がボス政治に

よって運営されており、しかもそれは政治的・社会的現実根ざしたものである。そうした状況の中では警官も権力者の手先であり、公正な正義の執行官ではない。それゆえ、犯罪は社会的に黙認された。世紀転換期に新移民の「犯罪傾向」が問題となる。それは、反移民感情に加え、マフィアや黒手（南イタリア出身者による同胞への恐喝）といった彼らの犯罪の性格に起因するものであった。黒手は、移民の第一世代によるものであり、その背景には裕福な人間による貧者救済を望ましいとする伝統的価値観があった。他方、第二世代の逸脱行為の代表は少年ギャングである。合法的領域と非合法的領域の境界の曖昧さこそが、犯罪を生活方法たらしめたのである。

新移民が、犯罪を生活方法としていた状況やその背景が克明にかつ説得的に解明されている。ただ、論文中に散見する、東・南ヨーロッパ「前近代」という視点も、「近代」の現実の再検討が要請されている現在、留保付きで用いるべきものではなかろうか？ また、他にも存在したであろう生活手段の中から黒手などの犯罪行為をある新移民が選択したとして、それはどのような条件のもとであったのだろうか？

以上、本論集の個々の論文についてコメントを加えてきた。評者の問題関心から、コメントにかなりの長短の違いが生じてしまったことをお詫び申しあげる。以下、本書全体にコメントを加えたい。

本書は、「序文」にあるように、「生活方法」としての犯罪という接近方法を最低限の枠組みとし、犯罪のもつ日常性が強く意識される。そうした枠組みを前面に押しだしている論文（二・七）、

日常生活をめぐる言説を対象にしている論文(四)、背景として日常生活に十分な目配りをおこなっている論文(一・六)、そして日常生活のネガ・フィルムの側面をとりあげている論文(三・五)と、すべての論文において犯罪のもつ日常性が検討の対象となっており、その結果として論集としての一貫性が十分感じられる。このことは、この接近方法の有効性を十分示すものであるといえよう。

とはいえ、史料の性格から対象の性質上取り締まる側が残した情報を中心に研究が進められており、そのため日常生活における犯罪の意味が些か見えづらくなってしまうことに言及しておく必要があるだろう。個々の論文のコメントのところでものべておいたが、普通の日常生活を営むものが、密輸をするのはどのような条件のもとなのか。黒手をおこなうのはいつなのか。どうしたら名誉毀損の裁判を起こすのか。公娼が、当時の人の日常生活にとつてどのような存在であったのか。食卓の食品うちどの程度がいかにさま食品だったのか。我々はこのようなことも知りたくおもうのである。こうした点は史料から容易に知ることのできないことは評者も承知しているし、また犯罪をおこなう人々それぞれに状況が異なり説明が困難であることも十分に予想できる。ただ、社会史研究の元々の出発点の一つが日常生活からの歴史の問い直しであったことを考えると、この視点は常に意識する必要があるようにおもうのである。

本書全体に対するコメントとして第二に、個々の論文が情報の丹念な収集と検討に基づいて書かれたレベルの高いものであることを指摘しておこう。そのため本書全体を通読すれば、個々の論

文で明らかにされている事実や見通しから、一七世紀から二〇世紀初頭にいたる欧米社会の犯罪やその背景をなす社会についての歴史的な展開について様々な思いを巡らすことも可能である。

それだけに本書に詳細な「総説」が欠如していることが非常に惜しまれる。当然七本の論文だけで、体系的な欧米犯罪史を叙述するのは不可能であろう。しかし、「序文」において「近代化」という語が用いられているが、それが犯罪史の脈絡で具体的にどのような定義づけられるかは、本書の読者であれば誰もが知りたいう点であろう。一九世紀以降をあつかつた論文も、それ以前の社会を意識した議論の進め方をしており、本書の論文から仮説的な犯罪の「近代化」論を語ることも十分できたようにおもわれる。

評者は、それぞれ一九世紀以降をあつかう本書の第二部を「言説の中の犯罪」と、第三部を「路上の犯罪」と整理したが、両者ともそれ相応の関係を保ちながら「近代化」したはずであり、その関係についても仮説的な見通しがあれば、とおもう。

コメントの最後に、本論集を、近代社会史研究会による以前の論集と比較するとき、評者はそこに日本における社会史研究の変遷の一端が垣間みえてくるような気がしてならない。以前の論集においては、新たな研究素材の発掘、挑発的な議論や問題提起が読者の印象に残ることが多く、そのためか議論が十分に整理し切れていない論考がいくつかあったといえる。それに対して本論集の論文は、あつかう素材の性格の検討が慎重であり、基本的な事実の確定にはじまり、それを研究史をふまえた大きな射程へつなげていく議論がきわめて説得的である。刊行が遅れたため実際には以前の論集と本論集の時間的な差はそれほど大きくないとはいえ、

こうした違いは、この間に日本の社会史研究が、研究方法やルールが十分確立したという意味で、一つの研究分野として確固たる存在となったことを示しているであろう。同時にこうした変化は、一九八〇年代の社会史研究がもっていた歴史学の実験場や問題提起の場としての意義が、九〇年代には薄れてしまったことも示唆している。以前の論集にあった谷川氏のマニフェスト的論文（『序 文化統合の社会史にむけて』『規範としての文化』所収）を、今書くとしたらどのようなものだろうか、ということを考えさせられてしまう。

本書は諸般の事情により本来の刊行予定から五年の歳月がたつてしまったという。この間、南論文のように、筆者自身の手によって、より大きな射程の中に論文の議論が位置づけられた例（『ヨーロッパの舌はどう変ったか——十九世紀食卓革命』講談

社、一九九八年）もあり、本論集が「遅すぎた論集」としての側面を持ち合わせていることは否定できない。ただ、「生活方法」としての犯罪という本書の問題提起の重要性は、日本の西洋史研究において日常ということを前面にだした社会史研究が実は十分に進んでいないとおもわれることを考えると、現在でも否定できないだろう。そしてその問題提起を各論文が十分に展開したことに本論集の意義はある。最後に、誤読・誤解については執筆者のご海容を請うばかりである。

（A5判 ix+十二四三頁 一九九八年二月
昭和堂 三三〇〇円＋税）

（新潟大学教育人間科学部助教授